

令和 8 年度「価格転嫁促進広報業務」仕様書

1 目 的

物価・エネルギー高、最低賃金の引上げ等により経営コストが上昇している中、事業者が健全な経営状況を維持し、賃上げの動きを持続させる好循環をつくりだしていくためには、事業者がコスト上昇分を適切に価格転嫁していくことが重要であるが、県内中小企業者においては、十分に価格転嫁が進んでいない状況にあり、受注喪失や客離れを懸念して値上げに踏み切れない事業者も相応数存在する。

こうした背景の下、県内中小企業者が価格転嫁しやすい環境をつくるため、「価格交渉促進月間」である 9 月と 3 月において、新聞広告及び SNS 広告等を実施し、県が実施する価格転嫁支援事業「価格転嫁支援アドバイザー」及び「出前講座」の認知度向上を図るとともに、当該施策紹介ページへのアクセスを促進し、事業者による積極的な活用を促すことを目的とする。

2 委託業務名

令和 8 年度「価格転嫁促進広報業務」

3 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

4 委託業務の内容

(1) SNS による情報発信

- ① 県内中小企業及び個人事業主の経営者に対し、支援策の具体的内容や申込方法等を分かりやすく伝え、施策紹介ページへのアクセスを促す構成とすること。
- ② 配信時期については、価格交渉促進月間である 9 月及び 3 月に集中的に実施するとともに、必要に応じて当該月間前後に効果的な時期を設定すること。
- ③ 事業者層への訴求効果が高い SNS 及び Web 広告媒体（例：Facebook、Instagram、X、LINE 等）から、本業務の目的達成に最適な三媒体程度を選定すること。
- ④ 媒体の選定理由（主な利用者層、事業者比率等）については、企画提案時に示すこと。
- ⑤ 広告は、画像及びテキストによる静止画広告を基本とし、必要に応じてカルーセル形式等を用いること。
- ⑥ すべての広告において、施策紹介ページへのリンク（URL）を設定し、クリックにより当該ページへ直接遷移できるようにすること。
- ⑦ 媒体別に、クリック数及びリンク先ページへのアクセス数等の指標を計測し、業務終了時に報告すること。
- ⑧ 広告用の画像及びテキスト等については、制作過程において発注者の指示に従い、適宜確認を受けること。

（２）新聞広告デザインの制作

- ① 県内中小企業及び個人事業主の経営者に対し、価格交渉促進月間（９月及び３月）であることを周知するとともに、施策紹介ページへのアクセスを促す構成とすること。
- ② 青森県内の３紙（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）に掲載する新聞広告デザインを１種類制作すること。
- ③ デザインは、５段 1/2 カラーで制作すること。
- ④ 広告紙面には、施策紹介ページへのアクセスを促すため、QR コード等を必ず掲載し、スマートフォンから容易にアクセスできるよう配慮すること。
- ⑤ 校正作業は、県が校了と判断するまで行うこと。

（３）新聞広告の掲載

- ① （２）で制作した新聞広告デザインを、発注者が指定する期日に県内の３紙（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）へ５段 1/2 モノクロで令和８年９月に１回、令和９年３月に１回掲載すること。なお、具体的な掲載日は別途指示する。
- ② 掲載に係る新聞社との連絡・調整を行うこと。

５ その他

- （１）委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- （２）受注者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、動画等の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は全て県に所属するものとし、県が自由に二次使用できるものとする。
- （３）受注者は本著作物について、発注者並びに発注者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。